裁判長認印	㊞

調　　書　（決定）

事件の表示	令和３年（オ）第４１８号 令和３年（受）第５１７号
決定日	令和４年３月２４日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長裁判官 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	岡　正晶 山口　厚 深山卓也 安浪亮介 堺　徹
当事者等	上告人兼申立人　大山礼子 上告人兼申立人　堀本武功 上記両名訴訟代理人弁護士　榊原富士子ほか 被上告人兼相手方　国 同代表者法務大臣　古川禎久 同指定代理人　小山田京祐
原判決の表示	東京高等裁判所令和元年（ネ）第４４５７号（令和２年１０月２０日判決）

裁判官全員一致の意見で，別紙のとおり決定。

令和４年３月２４日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官　赤木信之㊞

（別紙）

第１　主文

１　本件上告を棄却する。

２　本件を上告審として受理しない。

３　上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第２　理由

１　上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法３１２条１項又は２項所定の場合に限られるところ，本件上告の理由は，違憲をいうが，その実質は単なる法令違反を主張するもの又はその前提を欠くものであって，明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

２　上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば，本件は，民訴法３１８条１項により受理すべきものとは認められない。

これは正本である。

令和４年３月２４日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官　赤木信之